

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月12日
【会社名】	株式会社しまむら
【英訳名】	SHIMAMURA CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 高橋 維一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 社長執行役員 高橋 維一郎は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年2月20日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえ、評価対象の業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価は、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、当社を評価対象としました。なお、連結子会社については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し評価範囲に含めておりません。

次に業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、当社グループが衣料品を主としたソフトグッズの販売を行うチェーンストア群としての事業展開をしていることから、売上高が事業活動の規模を示す最も適切な指標と判断し、全社的な内部統制の評価結果は有効であると判断したため、前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額の高い事業拠点から合算していき、前連結会計年度の売上高の概ね2/3に達している当社を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点は、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、当社グループの事業の中核が小売業であることを踏まえ、売上高、売掛金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを重要性の高い業務プロセスとして、固定資産の減損に係るプロセス等を評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2026年2月20日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。